

札人委調第835号
平成27年(2015年)12月22日
【最終改正】札人委調第1027号
令和8年(2026年)1月27日

札幌市長 秋元 克広 様

札幌市人事委員会
委員長 祖母井 里重子

札幌市職員の退職管理に関する規則の運用について（通知）

札幌市職員の退職管理に関する規則（平成27年人事委員会規則第12号）が平成28年4月1日から施行されることに伴い、標記の件について、下記のとおり定めましたので、通知します。

記

1 規則第9条第4号の人事委員会が別に指定するもの

規則第9条第4号の人事委員会が別に指定するものは、札幌市出資団体の指導調整事務実施要綱（昭和60年8月24日市長決裁）第2条第1項に規定する指定団体（公益法人等への札幌市職員の派遣等に関する規則（平成14年人事委員会規則第1号）別表1及び別表2に掲げる法人を除く。）とする。

2 規則第17条の人事委員会が定める額

規則第17条の人事委員会が定める額は、営利企業（法第38条第1項に規定する営利企業をいう。）以外の法人の地位に就いた日から起算して1年間につき、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第3項第1号に規定する給与所得控除額に相当する金額と租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の16の2第1項第1号イに掲げる場合（令和9年以後の各年分にあつては、同項に掲げる場合）における同項の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。

3 規則第19条第1項の人事委員会が定める方法

規則第19条第1項の人事委員会が定める方法は、市政刊行物コーナーでの閲覧によるものとする。

4 規則第19条第3項第2号に規定する人事委員会が別に定める者及び人事委員会 が別に定める日

規則19条第3項第2号の人事委員会が別に定める者は、離職後に、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人の常勤の役員に就任した者とし、同号の人事委員会が別に定める日は、当該常勤の役員として在任する期間の末日とする。